

COVID-19 感染対策下の第 21 回全国障害者スポーツ大会 (三重とこわか大会) における支援と大会のレガシーについて

主体会病院 総合リハビリテーションセンター
南 圭介

鈴鹿回生病院 リハビリテーション課
佐久間雅久

三重大学医学部付属病院 リハビリテーション科
直江祐樹

河口外科 リハビリテーション科
松本光司

三重大学医学部付属病院 整形外科
西村明展

主体会病院 整形外科
川村豪伸

鈴鹿回生病院 スポーツ医学センター
福田亜紀

(一社) 三重県理学療法士会 社会局スポーツ支援部
佐久間雅久 直江祐樹 南 圭介 松本光司

【はじめに】

全国障害者スポーツ大会(障スポ大会)は国民体育大会開催県にて同年に開催され、2021年は10月23日～25日に三重県で三重とこわか大会が開催される予定であった。

COVID-19感染対策下のため、様々な制限を行った中で開催が計画されていたが、大会開催前の感染拡大のため残念ながら同年8月25日に中止が決定した。

我々一般社団法人三重県理学療法士会は、三重県から①競技会場での応急処置を含むテーピングサポート②出場選手の資格審査、の2点の協力依頼を受け、大会支援に向けて準備を進めてきた。

大会は中止となったが、中止決定前に出場選手に対する資格審査は実施していた。今回、大会支援の準備や資格審査実施を通して得たものを、今後への課題を含めて大会のレガシーとして報告する。

【競技会場でのサポートについて】

競技のサポートについて、COVID-19感染拡大前の計画と、感染拡大による計画変更後を示す(図1)。感染拡大前は述べ100名程度の人員で8競技の出場選手のコンディショニング、応急処置、テーピングを行う予定であった。しかし感染拡大による計画変更後は、感染対策として選手との接触を極力少なくするため、応急処置を含むテーピングサポートのみへ変更された。またサポート競技数は5競技、人員は1競技当たり2～3名の少人数で対応することが決められた。事前にスタッフでテーピングの研修会を実施して情報共有を行い、当日準備をすすめた。

Key words: COVID-19 (COVID-19),

全国障害者スポーツ大会 (National Sports Tournament for the Disabled) , レガシー (Legacy)

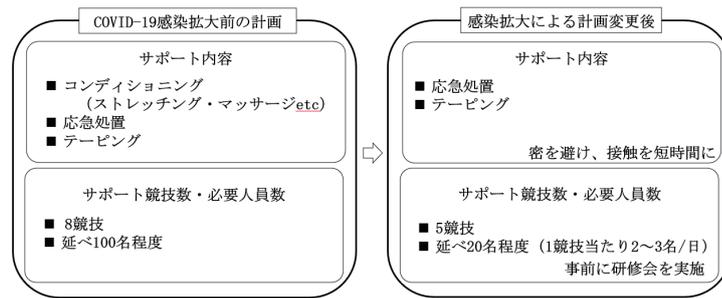


図 1：競技会場でのサポートにおける COVID-19 感染拡大前と感染拡大による計画後の違い

【障がい者スポーツ支援スタッフの充実に向けて】

三重とこわか大会開催 3 年前から当日スタッフ参加希望者を募集し, 87名の理学療法士の参加希望登録があった. このように障がい者スポーツ支援への意思を持つ理学療法士は一定数あるが, 日常的に競技や選手に関わる理学療法士の数はまだまだ少ないのが現状である. 今後, 事前参加希望のあった理学療法士に向けて各競技団体練習会への参加の機会を作るなど, 支援への環境づくりや普及活動が必要と考えられる.

【資格審査について】

資格審査とは, 障がいの種類や程度に応じた区分ごとに順位が競われるようにするための公平な運営システムのことで, パラリンピックのような国際大会や, ジャパンパラ競技大会のような国内大会のクラス分けとは異なる障スポ大会独自のシステムである. 障スポ大会の開催県で, 大会開催前年度に行われる区分判定研修会にて障害区分判定について学ぶ. 我々は 2016 年に愛媛県で開催された区分判定研修会から毎年参加し, 三重とこわか大会の資格審査員としては医師 2 名, 理学療法士 8 名, 作業療法士 4 名が準備された.

【資格審査実施の流れ】

出場選手が記載する個人競技参加申込書の内容を, 毎年発行される全国障害者スポーツ大会競技規則集の内容をもって確認する. まず一次審査として, 各県から集まった個人競技参加申込書を開催県担当職員で審査する. ここで判断できなかったケースを対象に資格審査員を中心に行う 2 次審査へと進

む. 2 次審査へ進む対象は例年おおよそ 200 件, 多いときで 400 件ほどになる. 二次審査で疑義の生じたケースは, 派遣者(派遣元の県)に確認し, 最終的に明らかな間違いに関しては派遣者が修正する.

【資格審査で疑義の生じる一例の紹介】

疑義の生じる例について, 模擬選手の個人競技参加申込書を図 2,3 に示す. このケースは区分 16 (脳を起因とする四肢麻痺で車いすを使用する区分) と判定され, 陸上の 50m 走を両手駆動の車いすを使用して出場希望である. 図 3 を見ると, ここでは上肢の関節可動域制限はあるが中等度以上の不随意運動や協調性低下が無いと記載されている. この場合, 先ほどあった区分 16 ではなく, 両手で車いす使用が可能な区分 19 である可能性があり, 障害区分が違う可能性があるため, 疑義が生じることになる. このような疑義が生じにくいように開催県側に詳細な説明文書を添付する派遣者もある一方で, 判断に迷うケースもみられるため開催県での資格審査に長時間且つかかりの労力を要する. またそもそも選手の実際の動作レベルと記載内容に相違がある場合もある. 障害区分確認事項や特記事項に関しては書類記載の不備がみられることも多い. 資格審査は障スポ大会を公平に運営するためには必須であり, 機能や障害からより正確な障害区分を判定できる資格審査員が区分判定に関わる意義があると考えられる. このため今後の障スポ大会における三重県選手団において, 県内で区分判定を行っていく際に資格審査員も判定に加わり実施する方向で三重県と連携していく.

脳外傷等（脳原性麻痺、脳血管障害）	16	四肢麻痺で車いす使用
	17	けって移動
	18	片上下肢で車いす使用
	19	上肢で車いす使用
	20	その他走不能
	21	上肢に不随意運動を伴う走可能
	22	その他走可能

図2：模擬選手の個人競技参加申込書（障害区分）

障害区分確認事項	
障害区分1～23の方は、該当する箇所に○印を付け、該当事項をご記入ください。	
オ 脳原性麻痺で、上肢に中等度以上の不随意運動や協調性低下が （あり・ なし ）	
カ 脳原性麻痺で、上肢の関節可動域に制限が （ あり ・なし）	
キ 脳原性麻痺で、走ることが （可能・ 不可能 ）	
ク 日常生活で使用している補装具（装具・車いす・杖など）が （あり・ なし ）	
【ありの場合必ず記入してください】	
● 常用の補装具名 [両輪駆動式普通型車椅子]	
● 常用でないが使用する補装具名 []	

図3：模擬選手の個人競技参加申込書（障害区分確認事項、特記事項）

【まとめ・レガシーとして】

三重とわか大会は中止となったが、障がい者スポーツ支援への関心をさらに高め、支援に関わるスタッフを増やす為にも障がい者スポーツへの関わりを増やす環境づくりが大切だと考える。

また、今後の大会へ派遣される三重県選手団の県内における区分判定について、資格審査員も加わり実施する方向で県と連携していく。